船舶事故調査報告書

令和７年７月９日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和６年１０月１２日　０７時５５分ごろ
発生場所	兵庫県南あわじ市灘漁港南東方沖 灘港西防波堤灯台から真方位０９３°　１，０８０m付近 （概位　北緯３４°　１１．８′　東経１３４°　４８．６′）
事故の概要	漁船第三松栄（しょうえい）丸は、船首を北西方に向けて漂泊中、また、プレジャーボート保光（やすみつ）丸は、北北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和６年１０月１７日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	Ａ　漁船　第三松栄丸、０．７６トン ＨＧ３－３２２７１（漁船登録番号）、個人所有 Ｂ　プレジャーボート　保光丸、０．６トン ＨＧ３－３８１２０（漁船登録番号）、個人所有 第２６０－２５６９０号（船舶検査済票の番号） （写真１、写真２　参照） 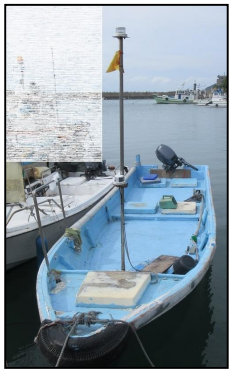 写真１　Ａ船 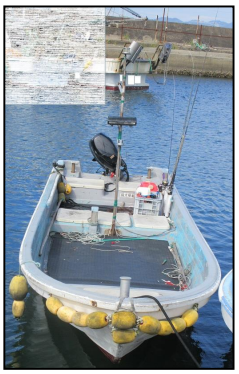 写真２　Ｂ船
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、一級小型 Ｂ　船長Ｂ、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	Ａ　船尾部外板に亀裂、船外機脱落等 Ｂ　船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北北東、風力　１、視界　良好 海象：波向　東、波高　約０．７ｍ、水温　約２５℃
事故の経過	Ａ船は、和船型の船外機船で、船長Ａほか１人（以下「乗組員Ａ」という。）が乗り組み、いか一本釣り漁の目的で灘漁港の係留場所を出航し、同漁港南方沖の漁場で漂泊して操業を開始した。 船長Ａは、釣果がなかったので漁場を移動することとし、東北東進して灘漁港南東方沖の漁場に到着後、Ａ船の船首を北西方に向け船外

機を中立として漂泊し、自身が右舷船尾部で、乗組員Ａが右舷船首部で、それぞれ右舷方を向いて釣り竿を出して操業を再開した。

船長Ａは、漁場を移動中に南南東方向に北西進しているＢ船を視認したが、ふだん航行する船舶が漂泊して操業しているＡ船を避けていたので、Ｂ船の動静を確認することなく操業に意識を集中していたところ、ふと船尾方を見た際、Ａ船に接近してくるＢ船を４０～５０ｍ付近に認めて「危ない」と叫んだ。

Ｂ船の接近に気付いた乗組員Ａは左舷船首方の海に飛び込み、船長Ａは船外機を前進にかけたが、Ａ船の船尾部とＢ船の船首部とが衝突した。

（図１　参照）

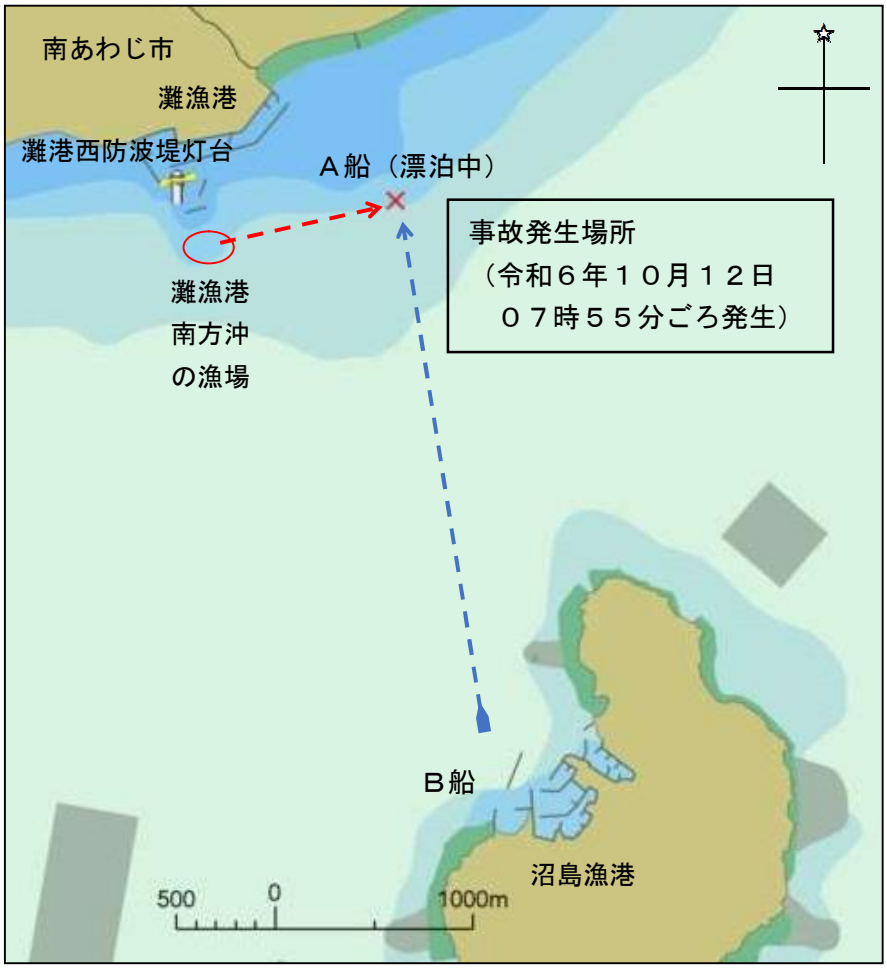

図１　事故発生経過概略図

Ａ船は、船長Ａが乗組員Ａを救助した後、Ｂ船により係留場所にえい航された。

Ｂ船は、和船型の船外機船で、船長Ｂが１人で乗り組み、同乗者３人を乗せ、灘漁港に向かう目的で南あわじ市沼島漁港を出航した。

Ｂ船は、船長Ｂが右舷船尾部に座って船外機を操作しながら操船に当たり、同乗者３人は船体中央部で船尾方を向いて座っていた。

船長Ｂは、港内を低速で航行した後、船首方に他船を見掛けなかっ

	たので、約１５ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）に増速して北北西進していたところ、船首方至近に他船のポールが見えて船外機を後進にかけたが、Ｂ船とＡ船とが衝突した。 船長Ｂは、両船の負傷者の有無及び損傷を確認して１１８番通報し、Ａ船を灘漁港の係留場所へえい航した。 Ｂ船は、約１５kn の速力で航行すると、船首が浮上し、船首方に死角が生じていたが、船長Ｂは、北北西進中、死角を補う見張りを行っていなかった。 Ａ船及びＢ船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。
分析	Ａ船は、船首を北西方に向けて漂泊して操業中、船長Ａが、操業に意識を集中して漂泊を続け、視認したＢ船の動静を継続して監視していなかったことから、Ｂ船の接近に気付くのが遅れ、船外機を前進にかけて移動しようとしたが間に合わず、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 船長Ａは、漁場を移動中に南南東方向に北北西進するＢ船を視認したが、ふだん航行する船舶が漂泊して操業しているＡ船を避けていたことから、操業に意識を集中して漂泊を続けたものと考えられる。 Ｂ船は、船首浮上による死角が生じた状態で北北西進中、船長Ｂが、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のＡ船に気付くのが遅れ、船外機を後進にかけたが間に合わず、Ａ船と衝突したものと考えられる。 船長Ｂは、増速する前に船首方を確認した際に他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、北北西進中、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が船首を北西方に向けて漂泊中、Ｂ船が北北西進中、船長Ａが、航行中の船舶が漂泊中のＡ船を避けると思い、Ｂ船の動静を継続して監視していなかったため、Ｂ船に対する避航動作が遅れ、また、船長Ｂが、見張りを適切に行っていなかったため、Ａ船に対する避航動作が遅れ、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、漂泊する場合、他船の航行に支障を生じないよう、周囲を確認してから漂泊すること。また、漂泊して操業を行う際、操業に意識を向け過ぎず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・船長は、船首浮上により船首方に死角が生じる場合、体を左右に動かす又は船首を振るなどして、航行中、死角を補う見張りを適切に行うこと。